

交通事故 慰謝料計算シート

青い本用

1. A、Bに治療期間（事故日～症状固定日）を記入してください。

治療期間＝

例 治療期間180日＝6.0ヶ月

A	.	B	ヶ月
6	.	0	ヶ月

2. 治療期間分の通院慰謝料を計算します。

Aに対応する月分の慰謝料＝

例 97万3千円（上限額の7割で計算）

a
97万3千円

3. 治療期間分の月に満たない端数分の通院慰謝料を計算します。

Bに対応する日数の慰謝料＝(aの下段の金額－a)×B＝

例 (107万1千－97万3千)×0

b
0円

4. C、Dに入院期間を記入してください。

入院期間＝

例 入院期間3日＝0.1ヶ月

C	.	D	ヶ月
0	.	1	ヶ月

5. 入院期間分の入院慰謝料を計算します。

Cに対応する月分の慰謝料＝

例 0万

c
0万円

6. 入院期間分の月に満たない端数分の入院慰謝料を計算します。

Dに対応する日数の慰謝料＝(cの右隣の金額－c)×D＝

例 (42万－0万)×0.1（上限の7割）

d
4万2千円

7. 入院期間分の通院慰謝料を計算します（重複分を差し引くため）。

Cに対応する月分の慰謝料＝

例 0万

c'
0万円

8. 入院期間分の月に満たない端数分の通院慰謝料を計算します。

Dに対応する日数の慰謝料＝(cの下段の金額－c)×D＝

例 (20万3千－0万)×0.1

d'
2万3百円

9. a、b、c、d、c'、d'の合計額を出します。

入通院慰謝料額＝(a+b)+(c+d)－(c'+d')＝

例 97万3千+4万2千－2万3百

99万7千7百円

注意事項

1. 実通院日数（通院回数）が週に2日未満の場合は、実通院日数×3.5の値を治療期間としてください。
2. 1ヶ月＝30日で計算します。
3. 上限値は脊髄損傷など特に重篤なケース、下限値は打撲などの軽傷で使います。通常は上限値の7～8割を目安とします。
4. この計算シートで全てのケースでの妥当な慰謝料額が計算できるものではありません。ご利用は自己責任でお願いいたします。
5. 計算シートの使用方法についてのご質問はご遠慮ください。

		入院															
		0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	13月	14月	15月
通 院	0月		60~32														
	1月	29~16	88~47														
	2月	57~31	115~62														
	3月	84~46	136~73														
	4月	105~57	154~83														
	5月	123~67	170~92														
	6月	139~76	184~100														
	7月	153~84	196~106														
	8月	165~90	205~111														
	9月	174~95	213~116														
	10月	182~100	220~119														
	11月	189~103	225~122														
	12月	194~106	229~124														
	13月	198~108	232~126														
	14月	201~110	235~128														
15月	204~112	238~130															

表の内容をすべて知りたい方は、青本をご購入ください。